

企業対象の労働条件審査

当会では、神奈川県の指定管理者が自主的に受審する労働条件審査を推奨しています。

近年、地方自治体の施設運営業務を代行する指定管理者制度に民間企業が参入するケースが増えていますが、公共サービス従事者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備について必要な施策を講ずることが自治体の責務であることが「公共サービス基本法」に掲げられることになりました。

こうした国の考えに呼応して、自治体が指定管理者を選定する際にも、応募した企業・団体の労働分野におけるコンプライアンスを審査項目に掲げるケースが増えてきました。神奈川県の場合には、指定管理者選定の際に次のような項目が評価の視点に組み入れられています。

「指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）」

このため、市民・県民が安心して施設を利用する上で、施設を運営・管理する自社の労働環境を常に自主的に点検することが求められています。さらに、第三者の公平・中立な機関に委託して労働条件審査を実施すれば、コンプライアンス意識の高い企業であることをPRでき、市民サービスの向上を通じて、自治体から高い評価を受けることにつながるでしょう。

当会の労働条件審査について

◎ 労働条件審査の対象事業場

神奈川県内で稼働している指定管理者施設を対象事業所といたします。

◎ 労働条件審査の内容、費用等

① 労働条件審査の内容

原則として自治体を実施する審査に準じます。「自治体向けのサイト」をご参照ください。

② 「受審証明書」等の交付（別紙参照）

審査を実施した事業場に関し、審査報告書に加えて「労働条件審査受審証明書」を当会が交付します。ご希望により、総合評価のランクを記載した証明書を交付いたします。

③ 費用

- 審査のみの費用…… 1 審査につき、200,000 円
- 審査結果に対する改善・指導を行う場合は、その内容により別途費用が発生します。

労働条件審査受審証明書

下記の事業場において、当会の審査員による労働条件審査を受審したことを証明します。

記

審査対象企業名等	株式会社〇〇
審査対象事業場 (指定管理者施設名)	〇〇〇〇
審査期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇〇日
審査員氏名	神奈川県社会保険労務士会 〇〇 〇〇、 〇〇 〇〇
総合評価	・法令評価 5 ・労働環境モニタリング A

〇〇年〇月〇日
神奈川県社会保険労務士会